

京都市告示第 279 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成17年3月28日付けで認可した南柿本下之町町内会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成17年7月21日

京都市長 榎本 頼兼

変更があった事項及びその内容

| 変更があった事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------|---------------------------------|---------------------------------|
| 代表者の氏名 | 八木 康之 | 水谷 雅次 |
| 代表者の住所 | 京都市下京区五条通堀川 西入柿本町 595 番地 184 | 京都市下京区黒門通五条 下る柿本町 595 番地 124 |

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)